

新型コロナウイルス感染症に対する長崎県医師国保組合の対応について

1. 傷病手当金の支給について

【対象者】

医師組合員（個人事業所の事業主は対象外）、医師家族（給与所得者に限る）、従業員組合員のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

【支給要件】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数
(但し、1日当たりの支給額の上限は、30,887円です。)

【適用期間】

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間（但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により変更の可能性あり）

2. 保険料の減免について

【対象者】

①新型コロナウイルス感染症により、組合員が重篤な傷病を負った世帯
⇒ 全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少が見込まれる世帯
⇒ 保険料の一部を減額（下記をご参照ください。)

【保険料が減免される具体的な要件】

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

◎保険料の減免額は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて以下の減免割合をかけた金額です。

減少率	減免割合
5/10以上	全額
5/10未満 4/10以上	3/4
4/10未満 3/10以上	1/2

上記に該当すると思われる方、また、申請に必要な書類等の詳細については、事前に当組合にお問い合わせください。

長崎県医師国民健康保険組合 電話：095-844-1116